

ご 依 頼 書

令和 6 年 8 月 7 日

〒 2 4 0 - 0 1 9 2

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2 1 3 5 番地

葉山町 町長 山 梨 崇 仁 殿

〒 1 4 1 - 8 5 1 9

東京都品川区西五反田 7 - 2 5 - 1 9

共和化工株式会社関東支店

支店長 高 田 真 人

TEL 0 3 - 3 4 9 4 - 1 3 1 1

令和 4 年 2 月 1 0 日 に 契 約 し、 現 在 施 工
中 の 「 葉 山 町 ク リ ー ン セ ン タ ー 再 整 備 工 事 」

(以 下 「 本 工 事 」 と い い ま す) に 関 し、 以
下 の と お り、 協 議 の ご 依 頼 申 し 上 げ ま す。

1 本 工 事 の 契 約 工 期 は 「 令 和 7 年 2 月 2
8 日 」 で あ る と こ ろ、 後 記 述 べ る 理 由 に
よ り、 同 日 ま で の 完 成 は 不 可 能 で あ り、

また、その原因は、弊社にないと考えます。

弊社としては、契約工期を徒過するこの原因及び責任の所在がどこにあるのか、そして、改めての工期について協議すべきと考えますので、町長との面会を希望しております。

担当者レベルを超えて町長との面談を求めるとは正当な理由がありません。これまで再三にわたり担当者との協議を重ねてきましたが、貴町において工期が遅れていることの原因について全く耳を傾けていただけません。また状況を改善すべく弊社が町長との面談を求めているにもかかわらず、担当者がその要請に応じただけではありません。

弊社としては、話が担当者レベルで止まっております、町長が事実を把握していただきたいと思いますので、町長との面談・協議を求めております。



山崎
5.8.7
13-24

2 次に、本工事が遅れている原因について説明します。大きく2つの要因があります。

(1) まず、一つ目は、令和5年3月頃から、「破除袋機設備」についての問題が貴町と起きていたところ、この問題は後日方針の決定をするわけですが、当時、同年4月14日の設計打ち合わせにて、問題となっていた「破除袋機設備」とは直接的に関係のない建物につき、弊社は、工事を進めるために建築確認申請予定(6棟分)の申請書を作成し説明を行ったにもかかわらず、貴町は、破除袋機設備の用途が立たない以上、建物の決定はできないとのことで、弊社からの提出を拒絶し、6棟の建築物の確認申請が中断しました。当時、破除袋機設備については弊社と貴町との間で協議が難航していたのは事実ですが、破除袋機設備と直接的に関係のない建物についてまで弊社から



8.7
8-7

の 確 認 申 請 を 拒 否 す る こ と に つ い て 必 要
性 も 相 当 性 も 認 め ら れ ま せ ん か ら 、 単 に 、
貴 町 に よ る 破 除 袋 機 設 備 の 協 議 を 有 利 に
進 め る た め の 方 策 で あ っ た と 判 断 せ ざ る
を 得 ま せ ん 。

破 除 袋 機 設 備 問 題 の 方 針 決 定 を し た の
は 、 同 年 8 月 か ら 9 月 で す か ら 、 ま ず こ
こ に 工 期 が 4 か 月 か ら 5 か 月 遅 延 し ま し
た 。

(2) 次 に 、 二 つ 目 は 、 神 奈 川 県 条 例 第 3
条 が け 付 近 の 建 築 物 、 通 称 「 が け 条 例 」
に 関 す る 問 題 で す 。

今 回 取 り 壊 す こ と に な っ た 既 存 建 物
は 、 各 種 法 令 や 条 例 を 遵 守 し 、 適 法 か つ
安 全 に 築 造 さ れ て い る は ず の と こ ろ 、 実
際 に は 、 既 存 建 物 に つ い て 建 築 確 認 申 請
が な さ れ て い な い 建 物 が 存 在 し て お り 、
結 果 と し て 、 条 例 違 反 の 状 態 で し た 。 こ
の 事 実 に つ い て は 、 貴 町 に お い て 事 前 に
当 社 に 告 知 す る 義 務 が あ り 、 知 ら な か っ



たと済まされる問題ではありません。

その結果、どこも対応困難ということ
で、建築確認申請の指定確認検査機関が
見つからないという事態が生じ、検査機
関探しに奔走することになりました。最
終的に「ビューローベリタスジャパン株
式会社」に対応していただくことが出来
ましたが、それが決まったのは「令和5
年12月21日」です。

これにより、さらに工期が4か月遅れ
ることになりました。

それゆえ、弊社は、令和5年11月2
1日の分科会で、工期が1年延びる旨工
程表を提示しています。その際にも今は
協議が出来ない旨発言され、工期内で完
成する工程表の作成を指示されました。

3 以上より、本工事の工期が遅れること
についての原因及び責任は弊社にありま
せんので工事請負契約書第22条に該当
し、新たな工期の設定につき協議いたし



たく、令和6年8月16日までにご返答
をお願いいたします。

そのようなことはないと思いますが、
万が一、期限までに連絡がない場合には、
弊社は、本工事を中断せざるをえません。

このまま工期遅れの原因及び責任の所
在を明確にしないままに弊社が漫然と工
事を継続した場合、これまでの貴町の対
応を見る限り、工期遅れの原因及び責任
の所在を含め当社による単純な工期遅れ
とされる恐れがあるからです。

弊社としては、前記のとおり、工期に
遅れが生じていることにつき弊社に原因
及び責任がない確認をしたうえで、新た
な工期を決定する必要があると考えま
す。

弊社が開発し培ってきた堆肥化技術
が、間もなく100周年を迎えられる貴
町の益々のご発展に、寄与させていただ
きたいとの思いは、今後も変わらず持ち



大崎
6/18.7
1-24

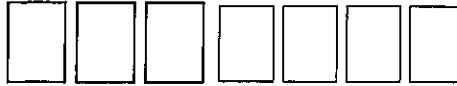
18-24

続けておりますので、何卒ご対応のほど、
よろしくお願い申し上げます。

以上

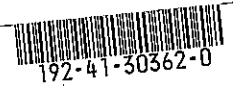
この郵便物は令和 6 年 8 月 7 日
第 30362 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社





〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町 町長 山梨 崇仁 殿

配達証明



共和化工株式会社

本社：〒141-8519 東京都品川区西五反田 7-25-19 (共和ビル)
TEL.03-3494-1311 (代) FAX.03-3494-1340 (代)
<http://www.kyowa-kako.co.jp/>

年 月 日

支店：札幌・東北・関東・名古屋・大阪・広島・福岡
営業所：横浜・北関東・上信越・青森・盛岡・北陸・
四国・糸島・鹿児島・沖縄
事業所：佐呂間・堺市石津・南砺・高知・長崎・益子
研究所：町田

〒141-8519

東京都品川区西五反田7-25-19

共和化工株式会社関東支店

支店長 高田 真人
